

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）における事業について

1 施設概要

- (1) **設置目的** 女性の自立と社会参加の促進のための施設として「女性総合センター」を設置(センター条例を制定)。男女共同参画の推進に資する活動の用に供するため、平成18年3月28日に条例を改正し平成18年4月1日から名称を「男女共同参画センター」に変更。
- (2) **設置年月** 平成6年4月
- (3) **所在地** 中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
- (4) **指定管理者** (公財) 京都市男女共同参画推進協会
(直近契約期間はH31.4.1～R5.3.31)

2 位置付けと事業内容

第5次京都市男女共同参画計画を推進する中核施設として、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」「啓発誌の発行」「講座・研修等の実施」「相談事業」「活動のための施設の提供」「活動団体相互間の連携と交流」「調査研究・人材育成」などに取り組む。(第5次京都市男女共同参画計画から抜粋)

「情報の収集と提供」

国や地方自治体、世界各国の男女共同参画に関する施策や取組を情報収集し、図書情報室等において、分かりやすく提供。

「啓発誌の発行」

より多くの方に男女共同参画について理解していただくため、啓発冊子の企画、発行

「講座・研修等の実施」

男女共同参画の視点の普及・浸透のため、各種講座や講演会、研修会の実施

「相談事業」

日常生活の中で男女が直面する悩みについて、問題解決の支援

「活動のための施設の提供」

会議室のほか、イベントホール、スポーツルーム、フィットネスルーム、調理室、音楽室など、各種貸会場の提供。

「活動団体相互間の連携と交流」

男女共同参画を担う中核的施設として、NPO、大学、企業、市民団体、京都府等と連携しながら各種事業の実施。

「調査研究・人材育成」

京都市の男女共同参画推進における課題を検討・分析。また、男女共同参画の推進のため地域や市民活動のリーダーとして活躍できる人材や団体の育成